

令和7年度 幼児教育・保育における 経営情報等の見える化

調査分析結果 速報について

令和8年8月19日
こども家庭庁成育局保育政策課

令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報

◎ 制度概要

令和7年度より、幼児教育・保育の分野において経営情報等の見える化の取組がスタートしました。この取組は、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図るほか、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、求職者や保護者等に対し各施設等に係る情報の透明化を図ることを目的にしています。報告対象は、令和6年4月1日以降に始まる事業年度であり、経営情報等の報告期限は、毎事業年度終了後から5カ月以内です。

以下のデータは、子ども子育て支援法第58条第4項に基づき、令和8年2月24日までに子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を通じて報告された34,202か所の施設・事業所の情報をグルーピングして集計し、速報として公表するものです。

※全ての施設・事業所から都道府県知事が報告を受けたデータを取りまとめているため、データのばらつきや報告誤り等が含まれている可能性があります。

※一部精査中のデータであり、今後必要に応じた修正等を実施予定です。

※集計対象件数が5未満である一部のデータについては、施設等の特定を避ける観点から、数値を非表示としています。

【報告対象等】

対象施設：特定教育・保育施設等の認定を受けている全ての保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所

対象年度：令和6年度（※令和6年4月～令和7年3月末に始期を迎える事業年度を令和6年度とする）

【報告事項】 ※いずれも各施設等の事業年度終了時点の情報を報告。うち、(1)(2)(5)は施設ごとに公表し、(3)はモデル給与のみ公表。

- (1) 施設の状況 経営主体、利用定員、入所児童数等
- (2) 職員の配置 職種別の配置状況
- (3) 職員の給与 職種別の勤続年数や支給額等
- (4) 収支の状況 公定価格に対応する年間の収支差
- (5) 人的資本 ICTツール・IoTデバイス導入の取組状況 等

【速報公表ページ】 ※独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報提供サイトWAMNETにて公表。

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/jidou/kdmsyspub/public/aggregate_results.html

【根拠規定】子ども子育て支援法第58条第2項～第4項 ※次ページ参照

令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報

◎ 根拠規定

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

第五十八条（略）

- 2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容（特定教育・保育施設設置者等経営情報にあっては、職員の処遇等に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、第二項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。
- 5～9（略）

子ども・子育て支援法施行規則（R7.4.1施行）

第五十条の二 法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項は、**別表第三**（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつては、同表第二号及び第四号イを除く。第五十二条において同じ。）に掲げる項目に関するものとする。

第五十一条の二 法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項は、**別表第四**（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつては、同表第二号を除く。）に掲げる項目に関するものとする。

子ども・子育て支援法施行規則（続き）

第五十一条の三 都道府県知事は、法第五十八条第二項の規定による報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について、**施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。**

別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

- 一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
 - イ 施設等の名称及び所在地
 - ロ 施設等を運営する法人の種類
 - ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 施設等の収益及び費用に関する事項
 - イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
 - ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
 - ハ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等の職員の人員数に関する事項
 - イ 施設等の職員の職種別人員数
 - ロ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 施設等の職員の給与等に関する事項
 - イ 施設等の各職員の給与
 - ロ 施設等の職員の職種別給与
 - ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系
 - ニ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第五十一条の二関係）

- 一 前表第一号に掲げる事項
- 二 前表第二号ロに掲げる事項
- 三 前表第三号イに掲げる事項
- 四 前表第四号ハに掲げる事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

(1) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報（施設の状況）

◎ 報告施設

- 各施設類型において、令和8年2月24日時点で概ね8割の対象施設が報告を行っている状況。
- 法人別分布については、多くの施設類型で社会福祉法人立の施設・事業所が多いが、施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園においては、学校法人立が圧倒的多数を占めるなど、施設類型による特徴がみられる。

【報告状況】

	全体			(うち公立)			(うち私立)		
	ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数		ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数		ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数	
			割合			割合			割合
施設型給付を受ける幼稚園	3,948か所	2,677か所	67.8%	1,961か所	1,400か所	71.4%	1,985か所	1,277か所	64.3%
保育所	22,069か所	17,494か所	79.3%	6,300か所	5,025か所	79.8%	15,767か所	12,469か所	79.1%
認定こども園	11,233か所	8,996か所	80.1%	1,635か所	1,175か所	71.9%	9,598か所	7,821か所	81.5%
家庭的保育事業	688か所	400か所	58.1%	33か所	29か所	87.9%	655か所	371か所	56.6%
小規模保育事業	6,147か所	4,164か所	67.7%	96か所	53か所	55.2%	6,051か所	4,111か所	67.9%
居宅訪問型保育事業者	25か所	5か所	20.0%	0か所	0か所	—	25か所	5か所	20.0%
事業所内保育事業	665か所	466か所	70.1%	7か所	5か所	71.4%	658か所	461か所	70.1%
合計	44,775か所	34,202か所	76.4%	10,032か所	7,687か所	76.6%	34,739か所	26,515か所	76.3%

※通常営業中の施設・事業所に限る。

※「全体」における「ここdeサーチに登録されている施設数」には、公立・私立の別を登録していない施設数を含む。

【報告対象施設における法人別分布】

施設類型	社会福祉法人		学校法人		宗教法人		営利法人 (株式会社等)		その他の法人		地方公共団体		個人		計	
	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)
施設型給付を受ける幼稚園	2	0.1%	1,120	41.8%	98	3.7%	0	0.0%	2	0.1%	1,400	52.3%	55	2.1%	2,677	100.0%
保育所	9,283	53.1%	323	1.8%	130	0.7%	2,476	14.2%	366	2.1%	4,860	27.8%	56	0.3%	17,494	100.0%
認定こども園	4,891	54.4%	2,723	30.3%	37	0.4%	102	1.1%	62	0.7%	1,167	13.0%	14	0.2%	8,996	100.0%
家庭的保育事業者	26	6.5%	5	1.3%	0	0.0%	25	6.3%	23	5.8%	26	6.5%	295	73.8%	400	100.0%
小規模保育事業者	918	22.0%	324	7.8%	17	0.4%	2,050	49.2%	662	15.9%	46	1.1%	147	3.5%	4,164	100.0%
居宅訪問型保育事業者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%
事業所内保育事業者	128	27.5%	20	4.3%	0	0.0%	159	34.1%	155	33.3%	3	0.6%	1	0.2%	466	100.0%

※割合は、各施設類型における法人別の割合。

(2) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報 (収支の状況)

◎ 私立施設・事業所の収支差率

(社会福祉法人会計の場合、(収益 (保育事業収益 + 児童福祉事業収益 + 借入金利息補助金収入 + 受取利息配当金収入)

－ 費用 (人件費 + 事業費 + 事務費 + その他の費用 + 支払利息 + 法人本部帰属経費)) / 収益により算出)

- いずれの施設類型においても、1桁%の収支差を確保している。ただし、この収支差は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分 (令和6年度補正予算による公定価格上の改善率: +10.7%) による一時的な影響を受けている可能性があるため、留意が必要 (表下※参照)。

◎ 私立施設・事業所の人件費比率

(社会福祉法人会計の場合、(費用 (人件費) / 収益 (保育事業収益 + 児童福祉事業収益 + 借入金利息補助金収入 + 受取利息配当金収入) により算出))

- いずれの施設類型においても、約6割強～8割弱程度が人件費に充てられている。うち、保育所は、7割程度。
- 人件費がコスト構造の中核を占めているため、収支の変動は人員配置や処遇の状況に大きく依存すると考えられる。

		集計対象施設数	収支差率	人件費比率
施設型給付を受ける幼稚園		1,005か所	3.2% (▲0.5%)	69.0%
保育所		10,408か所	5.2% (5.1%)	70.9%
認定こども園		6,585か所	4.5% (2.2%)	71.0%
地域型保育事業	家庭的保育事業	262か所	9.1%	64.0%
	小規模保育事業 (A型)	3,118か所	10.5% (10.3%)	65.1%
	小規模保育事業 (B型)	296か所	8.1%	66.5%
	小規模保育事業 (C型)	25か所	9.7%	69.4%
	事業所内保育事業 (A型適用)	177か所	7.2% (7.1%)	69.8%
	事業所内保育事業 (B型適用)	24か所	8.8% (8.7%)	69.6%
	事業所内保育事業 (20人以上)	102か所	2.5%	75.0%

※ 学校法人会計については、基本金組入前の収支差。()内は、基本金組入後の収支差を記載。

※ 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分を施設が受けとり、期間内に未払費用処理していない場合、

収益にのみ計上されること (費用未計上) により、収支差が大きくなることに留意が必要。

※ 人件費には、経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、派遣職員に係る経費、法定福利費が含まれている。

(3) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報（職員の配置）

◎ 施設・事業所の保育士等の配置状況

- ほとんど全ての施設類型において、公定価格基準上の配置状況よりも実際の配置が上回っている。

		公立				私立					
		常勤		非常勤		公定価格基準のみの 配置状況		常勤		非常勤	
		平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
施設型給付を受ける幼稚園（教諭等）		3.1	3.0	0.7	0.0	7.7	7.0	7.6	6.0	2.6	2.0
保育所（保育士）		10.6	10.0	5.9	4.8	12.5	12.0	12.1	11.0	3.5	2.9
認定こども園（保育教諭等）		9.6	8.0	4.9	3.0	15.6	15.0	14.1	13.0	4.5	3.7
地域型保育 事業	家庭的保育事業（家庭的保育者及び家庭的保育補助者）	1.4	1.0	1.0	0.3	2.3	2.0	1.3	1.0	1.5	0.9
	小規模保育事業（A型） （保育士）	2.0	2.0	2.3	1.4	5.2	5.0	4.2	4.0	2.0	1.8
	小規模保育事業（B型） （保育士及び保育従事者）	2.0	3.0	2.0	0.0	4.0	4.0	3.0	3.0	1.6	1.3
	小規模保育事業（C型）（家庭的 保育者及び家庭的保育補助者）	2.0	2.0	0.3	0.0	4.3	4.0	3.1	2.0	2.0	1.0
	居宅訪問型保育事業者 （家庭的保育者及び保育従事者）	-	-	-	-	17.0	1.0	13.9	0.0	4.5	0.0
	事業所内保育事業（A型適用） （保育士）	-	-	-	-	4.7	4.2	4.0	3.0	1.6	1.3
	事業所内保育事業（B型適用） （保育士及び保育従事者）	-	-	-	-	3.4	3.0	3.1	3.0	1.3	1.0
	事業所内保育事業（20人以上） （保育士）	-	-	-	-	9.0	8.0	7.7	6.0	2.5	2.0

※データ上の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）を集計。

※「常勤」とは、施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者を指し、「非常勤」とは、常勤職員以外の従事者を指す。

※「公定価格基準」は、年齢別配置基準や各加算等による公定価格上措置されている職員人数として報告を受けた施設当たり平均値を計上している。

※「実際の配置状況」は、公定価格基準上の措置の有無に関わらず、各施設等において実際に配置されている職員人数として報告を受けた施設当たり平均値を計上している。

※中央値は、データを昇順に並べた際の中央の値であるため、0の値が多い場合には0となる。このため、平均値との乖離が生じる場合がある。

（４）令和７年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報（職員の給与）

◎ 保育士等の１人当たり給与月額（賞与の１／１２を含む）

- 給与月額は施設類型によりバラツキがあり、常勤保育士等であれば概ね30万円前後である。
（参考）「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「保育士」（役職者を除く、男女）の月収換算額は、32.9万円（令和６年）。
- 非常勤保育士等の平均給与月額は、常勤保育士等の平均給与月額の概ね50～70%程度にとどまる。

		公立		私立								
		常勤	非常勤	常勤			非常勤			処遇改善等加算の取得割合		
		一人当たり給与月額 (平均値)	経験年数	一人当たり給与月額		経験年数	一人当たり給与月額		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	
				平均値	中央値		平均値	中央値				
施設型給付を受ける幼稚園		円 392,745	円 251,586	年 9.4	円 334,474	円 329,742	年 10.0	円 198,220	円 189,722	97.0%	67.3%	93.9%
保育所		397,027	276,115	10.4	335,236	334,210	9.8	221,271	216,167	97.3%	90.9%	96.6%
認定こども園		377,529	273,166	9.8	323,374	322,252	10.4	211,787	206,570	97.0%	92.8%	96.7%
地域型 保育事業	家庭的保育事業	*	*	16.6	388,113	370,601	11.3	199,286	186,847	95.4%	53.4%	92.5%
	小規模保育事業（Ａ型）	369,721	324,603	8.8	292,387	291,938	7.7	210,321	205,326	96.9%	85.0%	96.4%
	小規模保育事業（Ｂ型）	400,584	*	10.2	296,849	288,292	8.4	213,015	209,420	97.0%	71.6%	95.8%
	小規模保育事業（Ｃ型）	*	*	13.0	306,367	299,328	12.4	210,444	188,158	97.1%	80.0%	94.3%
	事業所内保育事業（Ａ型適用）	*	*	10.3	278,321	271,847	9.5	215,256	211,111	96.0%	60.4%	94.1%
	事業所内保育事業（Ｂ型適用）	*	*	9.9	275,237	273,911	6.3	218,981	213,332	100.0%	44.7%	97.9%
	事業所内保育事業（20人以上）	*	*	10.3	301,254	293,923	10.5	211,732	211,139	99.3%	64.5%	95.7%

※「*（アスタリスク）」は、集計対象件数が少ないため、秘匿性の観点で非表示としているもの。

※「常勤」とは、施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者を指し、「非常勤」とは、常勤職員以外の従事者を指す。

※事業年度終了時点の給与月額の報告のため、事業年度内に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による一時金等が支払われなかった場合には、これを含まない額での報告値となる。

※事業年度のうち、一部期間において時短勤務や休職を行っていた場合、事業終了時点において常勤１人換算であっても、年間給与総額は他の常勤職員に比べ少額で報告されている場合があることに、留意が必要。

(5) 令和7年度 幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果 速報 (人的資本)

◎ ICTツール・IoTデバイス導入の取組状況

ICTツール・IoTデバイスを「導入している」(または「導入していない」)と回答した対象施設・事業所数
／全報告施設・事業所数

- ・ 施設類型によりバラツキがあり、概ね半数～8割程度導入済み。特に私立施設・事業所で導入が進んでいる。
- ・ いわゆるICT4機能(※)の全てを「導入している」と回答した施設の割合は、全体で13%、私立施設・事業所では16%。

		全体			うち私立		
		導入		非導入	導入		非導入
			うち4機能導入			うち4機能導入	
施設型給付を受ける幼稚園		53.3%	☐ 9.0%	46.7%	68.4%	13.7%	31.6%
保育所		72.8%	17.4%	27.2%	☐ 78.0%	☐ 21.6%	22.0%
認定こども園		79.2%	20.9%	20.8%	☐ 83.2%	22.1%	16.8%
地域型 保育事業	家庭的保育事業	24.8%	7.1%	75.3%	24.8%	7.6%	75.2%
	小規模保育事業(A型)	69.2%	20.2%	30.8%	69.4%	20.3%	30.6%
	小規模保育事業(B型)	54.4%	16.7%	45.6%	55.3%	16.9%	44.7%
	小規模保育事業(C型)	42.1%	☐ 12.5%	57.9%	45.7%	12.5%	54.3%
	居宅訪問型保育事業者	80.0%	25.0%	20.0%	80.0%	25.0%	20.0%
	事業所内保育事業(A型適用)	61.4%	10.6%	38.6%	☐ 60.8%	☐ 10.2%	39.2%
	事業所内保育事業(B型適用)	59.6%	10.7%	40.4%	59.6%	10.7%	40.4%
	事業所内保育事業(20人以上)	66.2%	10.6%	33.8%	66.0%	☐ 9.7%	34.0%
合計		71.7%	☐ 18.1%	28.3%	76.5%	21.0%	23.5%

※ ICT4機能とは、①園児の登園及び降園の管理に関する機能・②保護者との連絡に関する機能・③保育に係る計画・記録に関する機能・④キャッシュレス決済に関する機能。これらの機能の全てを導入していると回答した施設・事業所を「うち4機能導入」として割合を示している。

なお、キャッシュレス決済に関する機能については、保育ICTシステムを介して支払いを行っているか否かを限定していない。

※「うち4機能導入」は、導入施設の内数であり、導入施設に占める割合を示す。